

入札説明書

クラウド型収蔵品管理システム サービスの利用

入札説明書一式	添付様式一式（入札説明書綴じ込みでない）
<ul style="list-style-type: none">1. 入札説明書2. 履行実績報告書記載例3. 入札書記載例4. 入札書封緘例5. 委任状記載例6. 一般競争入札辞退届記載例7. 仕様書	<ul style="list-style-type: none">1. 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）2. 履行実績報告書（様式2）3. 入札書（様式A）4. 委任状（様式B）5. 一般競争入札辞退届（様式C）6. 入札質問票

令和8年2月

奈良県立民俗博物館

入札説明書

奈良県立民俗博物館が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めるることができます。

1. 公告日

令和8年2月10日

2. 競争入札に付する調達の内容

（1）入札物件名

クラウド型収蔵品管理システムサービスの利用

（2）入札物件の数量及び特質

奈良県立民俗博物館で利用するクラウド型収蔵品管理システムサービス 一式

（3）利用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

（4）実施場所

奈良県立民俗博物館 事務室

（5）その他

詳細については、別紙「クラウド型収蔵品管理システムサービス利用仕様書」のとおりとします。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に記載のとおり。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類（以下「入札参加資格申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、競争入札参加資格確認申請者は、奈良県立民俗博物館（以下、「発注者」という。）から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

＜提出期限及び場所等＞

・ 提出期限：令和8年2月19日（木） 午後3時まで

（民俗博物館の休館日（月曜日・祝日の場合は翌平日）を除きます。）

・ 場 所：〒639-1058 奈良県大和郡山市矢田町545番地

奈良県立民俗博物館 総務学芸課

電話番号 0743-53-3171

・ 調整期日：令和8年2月20日（金） 午後3時まで

(提出期限までに必要書類を提出し、確認及び補正事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。)

<提出方法及び部数>

- ・方 法：持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「奈良県立民俗博物館クラウド型収蔵品管理システムサービスの利用に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。

- ・提出書類：
 - ①競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
 - ②入札公告第2(4)を確認できる履行実績報告書（様式2）
＊履行物件の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書を添付してください。

- ・部 数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日（土・日・祝日・月曜日を除く）の17時までに書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

6. 入札方法

- (1) 入札は、利用期間分の利用金額（利用できるシステムサービスの提供及びこれらに付随する作業に要する経費及び保守に要する経費を含みます。）総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2枚用意して下さい。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、その下に代理人と表示して代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。

- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ります。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。
- (8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

7. 入札書の提出場所等

- (1) 郵送時の入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
- 〒639-1058 奈良県大和郡山市矢田町545番地
奈良県立民俗博物館 総務学芸課
電話番号 0743-53-3171
- (2) 入札説明会の日時及び場所
- 実施しません。
- (3) 入開札の日時及び場所
- 令和8年3月6日（金） 午前11時00分
場所 奈良県立民俗博物館 会議室
- (4) 郵便による入札
- ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、二重封筒の書留郵便とし、外封筒の表面に「奈良県立民俗博物館クラウド型収蔵品管理システムサービスの利用に係る入札書」と朱書して、令和8年3月5日（木）午後5時までに到着するようにしてください。なお、予定価格内の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。
- イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々の内封筒に封緘し、内封筒の表面に「奈良県立民俗博物館クラウド型収蔵品管理システムサービスの利用に係る入札書（初度入札）」および「奈良県立民俗博物館クラウド型収蔵品管理システムサービスの利用に係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退」）と各々朱書して、令和8年3月5日（木）午後5時までに到着するようにしてください。
- ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となつた場合は返送します。

8. 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、履行実績報告書（様式2）及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。記載については別紙履行実績証明書記載例のとおりです。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 規則第7条に該当する入札
詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。
 - ア 知事の定める入札条件に違反した入札
 - イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
 - ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
 - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。ただし、7の(4)に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目の）入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式C）を提出して下さい。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとします。「くじ」を辞退することはできません。当該入札者本人又はくじ引きについて本人から委任を受けた者が会場にいない場合は、入札執行事務に関係ない職員が代わりに「くじ」を引きます。
- (4) 再度（2回目）の入札においても予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札

を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

11. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

12. 手続における交渉の有無

無

13. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、発注者が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

14. 契約の解除

契約締結後、契約者について13の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、13の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

15. その他

- (1) 仕様に関する質問等については、別紙入札質問票に必要事項を記入し、次に示す連絡先にFAXで送信してください。質問受付期間は、令和8年2月17日（火）午後3時までとします。回答については質問票を提出いただいた方全員に対し、令和8年2月18日（水）にFAXで行うとともに、奈良県立民俗博物館のホームページにも掲載します。
- FAX：0743-53-3173 （担当：石橋）
URL：<https://www.pref.nara.jp/item/319145.htm#itemid319145>
- (2) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (3) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (4) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。